

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人日)		57,880	55,966	54,674	53,613	52,663
確保方策(人日)	在園児対象型	57,880	57,880	57,880	57,880	57,880
実績値(人日)	在園児対象型	18,410	18,410			

※ 「(人日)」とは、延べ利用日数を表します。

※ 実績値は、新制度に移行した園についてのみ計上しましたが、新制度に移行していない市内11園においても実施しています。

【保育所等における一時預かり（在園児対象型を除く）】

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人日)		17,966	17,500	17,072	16,692	16,335
確保方策(人日)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	17,966	17,966	17,966	17,966	17,966
実績値(人日)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	21,858	21,882			

※ 「(人日)」とは、延べ利用日数を表します。

【取組状況等】

認定こども園における在園児を対象とした一時預かりについては2園、幼稚園における在園児を対象とした一時預かりについては1園で実施しています。(1号認定対象)

また、保育所等における在園児以外を対象とした一時預かりは、市内13か所の保育所等で実施しています。

【平成28年度実績】

保護者の要望に応じて保育時間を延長する事業です。

「一時預かり事業（幼稚園型）」

- ・市内3ヵ所

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を、認定こども園、保育所、その他の場所において預かる事業です。

「一時預かり事業（一般型）」

- ・市内13ヵ所

担当課：保育課